

国有財産使用許可書

使用者

東京都台東区東上野三丁目19番6号
東京地下鉄株式会社 代表取締役社長 奥 義光 殿

許可者

衆議院事務局庶務部長 小島 克美

平成24年1月11日付23管財第200号をもって申請のあった衆議院管理の国有財産を使用することについては、国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項及び第19条の規定に基づき、下記の条件を付して許可する。
この許可について不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に衆議院事務総長に対して審査請求をすることができる。
また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、国（法務大臣）を被告として処分取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内とする。

記

(使用許可物件)

第1条 使用を許可する物件は、次のとおりである。

口 座 及 び 所 在	区 分	数 量	備 考
第二別館 東京都千代田区永田町1丁目50-6	土 地	31.78 m ²	使用部分は別図のとおり
第二別館 東京都千代田区永田町1丁目50-6	建 物	271.34 m ²	使用部分は別図のとおり

(指定用途)

第2条 使用を許可された者は、前記の物件を冷却塔及び配管等の用に供ししなければならない。

(使用許可期間)

第3条 使用を許可する期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までとする。ただし、使用許可の更新を受けようとするときは、使用を許可された期間の満了2月前までに、所定の様式により庶務部長に申請しなければならない。

(使用料及び延滞金)

第4条 使用料は5,693,748円とし、本院歳入徴収官の発する納入告知書により、指定期日までに納入しなければならない。

2 指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入までの日数に応じ、年5%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

(使用料の改定)

第5条 庶務部長は、経済情勢の変動、国有財産関係法の改廃その他の事情の変更に基ついて特に必要があると認める場合には、使用料を改定することができる。

(物件保全義務等)

第6条 使用を許可した物件は、国有財産法第18条第6項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用を許可された者は、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、使用を許可された者の負担とし、その費用は請求しないものとする。

(使用上の制限)

第7条 使用を許可された者は、使用を許可された期間中、使用を許可された物件を第2条に指定する用途以外に供してはならない。

2 使用を許可された者は、使用を許可された物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。

3 使用を許可された者は、使用を許可された物件について修繕、模様替その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって庶務部長の承認を受けなければならない。

(使用許可の取消し又は変更)

第8条 庶務部長は、次の各号の1に該当するときは、使用許可の取消し又は変更をすることができる。

(1) 使用を許可された者が許可条件に違背したとき。

(2) 国において使用を許可した物件を必要とするとき。

(原状回復)

第9条 庶務部長が使用許可を取消したとき、又は使用を許可した期間が満了したときは、使用を許可された者は、自己の負担で、庶務部長の指定する期日までに、使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、使用を許可した期間が満了した後、公募により改めて使用を許可された場合その他庶務部長が特に承認したときは、その限りでない。

2 使用を許可された者が原状回復の義務を履行しないときは、庶務部長は、使用を許可された者の負担においてこれを行うことができる。この場合使用を許可された者は、庶務部長に異議を申し立てることができない。

(損害賠償)

第10条 使用を許可された者は、その責に帰する事由により、使用を許可された物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による使用を許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により使用を許可された物件を原状回復した場合は、この限りでない。

2 前項に掲げる場合のほか、使用を許可された者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額の相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第11条 使用許可の取消が行われた場合においては、使用を許可された者は、使用を許可された物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

(実地調査等)

第12条 庶務部長は、使用を許可した物件について随時実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

(疑義の決定)

第13条 本条件に関し、疑義のあるときその他使用を許可した物件の使用について疑義が生じたときは、庶務部長の決定するところによるものとする。



23管財第200号

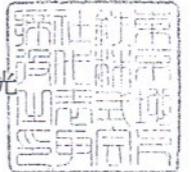
平成24年1月11日

衆議院事務局庶務部長 殿

申請者 住所 東京都台東区東上野三丁目19番6号

氏名 東京地下鉄株式会社

代表取締役社長 奥 義光



国有財産使用許可申請書

下記のとおり貴院所有の財産を使用したく、関係書類を添付して申請します。

記

1 使用しようとする財産

(1) 所在 千代田区永田町一丁目50番6

(2) 区分 土地・建物

(3) 数量 土地 地上 0.63平方メートル

地下 31.15平方メートル

合計 31.78平方メートル

建物 271.34平方メートル

2 使用しようとする理由

国会議事堂前駅冷房に伴う冷却塔及び配管等の設置のため

3 利用計画 (事業計画)

貴院のご指示に従います。

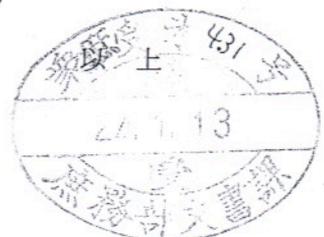
4 使用しようとする期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

5 その他参考となるべき事項

担当者 東京地下鉄株式会社

管財部管財課「借受」 電話03-3837-7043 FAX03-3837-7165



国有財産使用許可書

使用者

東京都文京区大塚5-30-7-202
株式会社 初花 代表取締役 石原 良博 殿

許可者

衆議院事務局庶務部長 小島 克美

平成24年1月31日付をもって申請のあった衆議院管理の国有財産を使用することについては、国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項及び第19条の規定に基づき、下記の条件を付して許可する。

この許可について不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に衆議院事務総長に対して審査請求をすることができる。

また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、国（法務大臣）を被告として処分取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内とする。

記

(使用許可物件)

第1条 使用を許可する物件は、次のとおりである。

口座及び所在	区分	数量	備考
第二別館 東京都千代田区永田町1丁目50-6	建物	147.19 m ²	使用部分は別図のとおり

(指定用途)

第2条 使用を許可された者は、前記の物件を食堂の設置の用に供しなければならない。

(使用許可期間)

第3条 使用を許可する期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までとする。ただし、使用許可の更新を受けようとするときは、使用を許可された期間の満了2月前までに、所定の様式により庶務部長に申請しなければならない。

(使用料及び延滞金)

第4条 使用料は1,963,458円（うち消費税54,836円）とし、本院歳入徴収官の発する納入告知書により、指定期日までに納入しなければならない。

2 指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入までの日数に応じ、年5%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

(使用料の改定)

第5条 庶務部長は、経済情勢の変動、国有財産関係法の改廃その他の事情の変更に基ついて特に必要があると認める場合には、使用料を改定することができる。

(物件保全義務等)

第6条 使用を許可した物件は、国有財産法第18条第6項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用を許可された者は、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、使用を許可された者の負担とし、その費用は請求しないものとする。

(使用上の制限)

第7条 使用を許可された者は、使用を許可された期間中、使用を許可された物件を第2条に指定する用途以外に供してはならない。

2 使用を許可された者は、使用を許可された物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。

3 使用を許可された者は、使用を許可された物件について修繕、模様替その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって庶務部長の承認を受けなければならない。

(使用許可の取消し又は変更)

第8条 庶務部長は、次の各号の1に該当するときは、使用許可の取消し又は変更をすることができる。

(1) 使用を許可された者が許可条件に違反したとき。

(2) 国において使用を許可した物件を必要とするとき。

(原状回復)

第9条 庶務部長が使用許可を取消したとき、又は使用を許可した期間が満了したときは、使用を許可された者は、自己の負担で、庶務部長の指定する期日までに、使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、使用を許可した期間が満了した後、公募により改めて使用を許可された場合その他庶務部長が特に承認したときは、その限りでない。

2 使用を許可された者が原状回復の義務を履行しないときは、庶務部長は、使用を許可された者の負担においてこれを行うことができる。この場合使用を許可された者は、庶務部長に異議を申し立てることができない。

(損害賠償)

第10条 使用を許可された者は、その責に帰する事由により、使用を許可された物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による使用を許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により使用を許可された物件を原状回復した場合は、この限りでない。

2 前項に掲げる場合のほか、使用を許可された者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額の相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第11条 使用許可の取消が行なわれた場合においては、使用を許可された者は、使用を許可された物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

(実地調査等)

第12条 庶務部長は、使用を許可した物件について随時実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

(疑義の決定)

第13条 本条件に関し、疑義のあるときその他使用を許可した物件の使用について疑義が生じたときは、庶務部長の決定するところによるものとする。

平成 24年 / 月 3 / 日

衆議院事務局庶務部長 殿

申請者 住所 文京区大塚5-30-7-202
株式会社
代表取締役
氏名



国有財産使用許可の申請について

下記のとおり行政財産を使用したく、関係書類を添付して申請します。

記

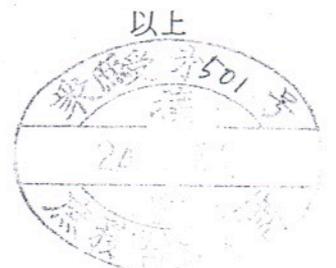
- 1 使用しようとする財産
 - (1) 所在 千代田区永田町1-6-2 本2別館(国会記者会館)
 - (2) 区分 建物
 - (3) 数量 147.19㎡
- 2 使用しようとする理由

記者会館 食堂 (和食、洋食、中華)
- 3 利用計画 (事業計画)

国有財産使用許可書のとおり
- 4 使用しようとする期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
- 5 その他参考となるべき事項

たし



国有財産使用許可書

使用者
東京都杉並区阿佐谷北1-12-6
深澤 民雄 殿

許可者
衆議院事務局庶務部長 小島 克美

平成24年1月12日付をもって申請のあった衆議院管理の国有財産を使用することについては、国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項及び第19条の規定に基づき、下記の条件を付して許可する。

この許可について不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に衆議院事務総長に対して審査請求をすることができる。

また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、国（法務大臣）を被告として処分取消の訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内とする。

記

（使用許可物件）

第1条 使用を許可する物件は、次のとおりである。

口座及び所在	区分	数量	備考
第二別館 東京都千代田区永田町1丁目50-6	建物	64.80 m ²	使用部分は別図のとおり

（指定用途）

第2条 使用を許可された者は、前記の物件を喫茶室の設置の用に供しななければならない。

（使用許可期間）

第3条 使用を許可する期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までとする。ただし、使用許可の更新を受けようとするときは、使用を許可された期間の満了2月前までに、所定の様式により庶務部長に申請しなければならない。

（使用料及び延滞金）

第4条 使用料は864,406円（うち消費税24,141円）とし、本院歳入徴収官の発する納入告知書により、指定期日までに納入しなければならない。

2 指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入までの日数に応じ、年5%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

（使用料の改定）

第5条 庶務部長は、経済情勢の変動、国有財産関係法の改廃その他の事情の変更に基ついて特に必要があると認める場合には、使用料を改定することができる。

（物件保全義務等）

第6条 使用を許可した物件は、国有財産法第18条第6項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用を許可された者は、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、使用を許可された者の負担とし、その費用は請求しないものとする。

（使用上の制限）

第7条 使用を許可された者は、使用を許可された期間中、使用を許可された物件を第2条に指定する用途以外に供してはならない。

2 使用を許可された者は、使用を許可された物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。

3 使用を許可された者は、使用を許可された物件について修繕、模様替その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって庶務部長の承認を受けなければならない。

（使用許可の取消し又は変更）

第8条 庶務部長は、次の各号の1に該当するときは、使用許可の取消し又は変更をすることができる。

(1) 使用を許可された者が許可条件に違背したとき。

(2) 国において使用を許可した物件を必要とするとき。

（原状回復）

第9条 庶務部長が使用許可を取消したとき、又は使用を許可した期間が満了したときは、使用を許可された者は、自己の負担で、庶務部長の指定する期日までに、使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、使用を許可した期間が満了した後、公募により改めて使用を許可された場合その他庶務部長が特に承認したときは、その限りでない。

2 使用を許可された者が原状回復の義務を履行しないときは、庶務部長は、使用を許可された者の負担においてこれを行うことができる。この場合使用を許可された者は、庶務部長に異議を申し立てることができない。

（損害賠償）

第10条 使用を許可された者は、その責に帰する事由により、使用を許可された物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による使用を許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により使用を許可された物件を原状回復した場合は、この限りでない。

2 前項に掲げる場合のほか、使用を許可された者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額の相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。

（有益費等の請求権の放棄）

第11条 使用許可の取消が行なわれた場合においては、使用を許可された者は、使用を許可された物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

（実地調査等）

第12条 庶務部長は、使用を許可した物件について随時実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

（疑義の決定）

第13条 本条件に関し、疑義のあるときその他使用を許可した物件の使用について疑義が生じたときは、庶務部長の決定するところによるものとする。

平成24年 1月12日

衆議院事務局庶務部長 殿

申請者 住所 東京都杉並区阿佐谷
北1-12-6
氏名 深澤民雄 印

国有財産使用許可の申請について

下記のとおり行政財産を使用したく、関係書類を添付して申請します。

記

- 1 使用しようとする財産
(1) 所在 千代田区永田町T1-6-2 国会記者会館
(2) 区分 建物
(3) 数量 64.80㎡ 1階
- 2 使用しようとする理由 喫茶
- 3 利用計画 (事業計画) 喫茶営業 国有財産使用許可書通11
- 4 使用しようとする期間 平成 24年4月1日 ~ 25年3月31日
- 5 その他参考となるべき事項 なし

以上



国 有 財 産 使 用 許 可 書

使用 者

埼玉県川口市東川口5-12-10
馬場 芳子 殿

許 可 者

衆議院事務局庶務部長 小島 克美

平成24年1月31日付をもって申請のあった衆議院管理の国有財産を使用することについては、国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項及び第19条の規定に基づき、下記の条件を付して許可する。

この許可について不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に衆議院事務総長に対して審査請求をすることができる。

また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、国（法務大臣）を被告として処分取消の訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内とする。

記

(使用許可物件)

第1条 使用を許可する物件は、次のとおりである。

口 座 及 び 所 在	区 分	数 量	備 考
第二別館 東京都千代田区永田町1丁目50-6	建 物	31.30 m ²	使用部分は別図のとおり

(指定用途)

第2条 使用を許可された者は、前記の物件を理髪店の設置の用に供しななければならない。

(使用許可期間)

第3条 使用を許可する期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までとする。ただし、使用許可の更新を受けようとするときは、使用を許可された期間の満了2月前までに、所定の様式により庶務部長に申請しなければならない。

(使用料及び延滞金)

第4条 使用料は417,529円（うち消費税 11,661円）とし、本院歳入徴収官の発する納入告知書により、指定期日までに納入しなければならない。

2 指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入までの日数に応じ、年5%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

(使用料の改定)

第5条 庶務部長は、経済情勢の変動、国有財産関係法の改廃その他の事情の変更に基ついて特に必要があると認める場合には、使用料を改定することができる。

(物件保全義務等)

第6条 使用を許可した物件は、国有財産法第18条第6項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用を許可された者は、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、使用を許可された者の負担とし、その費用は請求しないものとする。

(使用上の制限)

第7条 使用を許可された者は、使用を許可された期間中、使用を許可された物件を第2条に指定する用途以外に供してはならない。

2 使用を許可された者は、使用を許可された物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。

3 使用を許可された者は、使用を許可された物件について修繕、模様替その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって庶務部長の承認を受けなければならない。

(使用許可の取消し又は変更)

第8条 庶務部長は、次の各号の1に該当するときは、使用許可の取消し又は変更をすることができる。

(1) 使用を許可された者が許可条件に違背したとき。

(2) 国において使用を許可した物件を必要とするとき。

(原状回復)

第9条 庶務部長が使用許可を取消したとき、又は使用を許可した期間が満了したときは、使用を許可された者は、自己の負担で、庶務部長の指定する期日までに、使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、使用を許可した期間が満了した後、公募により改めて使用を許可された場合その他庶務部長が特に承認したときは、その限りでない。

2 使用を許可された者が原状回復の義務を履行しないときは、庶務部長は、使用を許可された者の負担においてこれを行うことができる。この場合使用を許可された者は、庶務部長に異議を申し立てることができない。

(損害賠償)

第10条 使用を許可された者は、その責に備する事由により、使用を許可された物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による使用を許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により使用を許可された物件を原状回復した場合は、この限りでない。

2 前項に掲げる場合のほか、使用を許可された者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額の相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第11条 使用許可の取消が行なわれた場合においては、使用を許可された者は、使用を許可された物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

(実地調査等)

第12条 庶務部長は、使用を許可した物件について随時実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

(疑義の決定)

第13条 本条件に関し、疑義のあるときその他使用を許可した物件の使用について疑義が生じたときは、庶務部長の決定するところによるものとする。

平成24年 1月31日

衆議院事務局庶務部長 殿

申請者 住所 埼玉県川口市東川口 5-12-10

氏名 馬場 茅子



国有財産使用許可の申請について

下記のとおり行政財産を使用したく、関係書類を添付して申請します。

記

1 使用しようとする財産

(1) 所在 千代田区永田町 1-6-2

(2) 区分 建物 (国会記者事務所)

(3) 数量 31.30m² (1階)

2 使用しようとする理由

理髪営業

3 利用計画 (事業計画)

理髪営業に当たり「国有財産使用許可書」を遵守する

4 使用しようとする期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

5 その他参考となるべき事項

無し



国有財産使用許可書

使用者

東京都新宿区西新宿一丁目24番1号

株式会社 ジャパンビバレッジホールディングス 代表取締役 横原 明良 殿

許可者

衆議院事務局庶務部長 小島 克美

平成24年1月31日付をもって申請のあった衆議院管理の国有財産を使用することについては、国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項及び第19条の規定に基づき、下記の条件を付して許可する。

この許可について不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に衆議院事務総長に対して審査請求をすることができる。

また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、国（法務大臣）を被告として処分取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内とする。

記

(使用許可物件)

第1条 使用を許可する物件は、次のとおりである。

口座及び所在	区分	数量	備考
第二別館 東京都千代田区永田町1丁目50-6	建物	2.07 m ²	使用部分は別図のとおり

(指定用途)

第2条 使用を許可された者は、前記の物件を自動販売機の設置の用に供しなければならない。

(使用許可期間)

第3条 使用を許可する期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までとする。ただし、使用許可の更新を受けようとするときは、使用を許可された期間の満了2月前までに、所定の様式により庶務部長に申請しなければならない。

(使用料及び延滞金)

第4条 使用料は27,612円（うち消費税771円）とし、本院歳入徴収官の発する納入告知書により、指定期日までに納入しなければならない。

2 指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入までの日数に応じ、年5%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

(使用料の改定)

第5条 庶務部長は、経済情勢の変動、国有財産関係法の改廃その他の事情の変更に基ついて特に必要があると認める場合には、使用料を改定することができる。

(物件保全義務等)

第6条 使用を許可した物件は、国有財産法第18条第6項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用を許可された者は、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、使用を許可された者の負担とし、その費用は請求しないものとする。

(使用上の制限)

第7条 使用を許可された者は、使用を許可された期間中、使用を許可された物件を第2条に指定する用途以外に供してはならない。

2 使用を許可された者は、使用を許可された物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。

3 使用を許可された者は、使用を許可された物件について修繕、模様替その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって庶務部長の承認を受けなければならない。

(使用許可の取消し又は変更)

第8条 庶務部長は、次の各号の1に該当するときは、使用許可の取消し又は変更をすることができる。

(1) 使用を許可された者が許可条件に違背したとき。

(2) 国において使用を許可した物件を必要とするとき。

(原状回復)

第9条 庶務部長が使用許可を取消したとき、又は使用を許可した期間が満了したときは、使用を許可された者は、自己の負担で、庶務部長の指定する期日までに、使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、使用を許可した期間が満了した後、公募により改めて使用を許可された場合その他庶務部長が特に承認したときは、その限りでない。

2 使用を許可された者が原状回復の義務を履行しないときは、庶務部長は、使用を許可された者の負担においてこれを行うことができる。この場合使用を許可された者は、庶務部長に異議を申し立てることができない。

(損害賠償)

第10条 使用を許可された者は、その責に帰する事由により、使用を許可された物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による使用を許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により使用を許可された物件を原状回復した場合は、この限りでない。

2 前項に掲げる場合のほか、使用を許可された者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額の相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第11条 使用許可の取消が行われた場合においては、使用を許可された者は、使用を許可された物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

(実地調査等)

第12条 庶務部長は、使用を許可した物件について随時実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

(疑義の決定)

第13条 本条件に関し、疑義のあるときその他使用を許可した物件の使用について疑義が生じたときは、庶務部長の決定するところによるものとする。



平成 24年 (月 3 / 日

衆議院事務局庶務部長 殿

申請者 住所 東京都新宿区西新宿一丁目24番1号
株式会社ジャパンビジュアルホールディングス
氏名 代表取締役 横原 朋良



国有財産使用許可の申請について

下記のとおり行政財産を使用したく、関係書類を添付して申請します。

記

1 使用しようとする財産

(1) 所在

東京都千代田区永田町1-6-2

(2) 区分

建物(国会記者事務所)

(3) 数量

2.07 m² (玄関ホール)

2 使用しようとする理由

清涼飲料自動販売機運営管理

3 利用計画(事業計画)

清涼飲料自動販売機運営管理

4 使用しようとする期間

平成 24年 4月1日 から 平成 25年 3月31日

5 その他参考となるべき事項

TJL

以上



国 有 財 産 使 用 許 可 書

使用 者

東京都港区芝浦2丁目15番地6号
アーバンバンディックスネットワーク株式会社 代表取締役社長 佐藤 一仁 殿

許 可 者

衆議院事務局庶務部長 小島 克美

平成24年1月31日付をもって申請のあった衆議院管理の国有財産を使用することについては、国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項及び第19条の規定に基づき、下記の条件を付して許可する。

この許可について不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に衆議院事務総長に対して審査請求をすることができる。

また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、国（法務大臣）を被告として処分取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内とする。

記

(使用許可物件)

第1条 使用を許可する物件は、次のとおりである。

口 座 及 び 所 在	区 分	数 量	備 考
第二別館 東京都千代田区永田町1丁目50-6	建 物	0.75 m ²	使用部分は別図のとおり

(指定用途)

第2条 使用を許可された者は、前記の物件を自動販売機の設置の用に供しななければならない。

(使用許可期間)

第3条 使用を許可する期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までとする。ただし、使用許可の更新を受けようとするときは、使用を許可された期間の満了2月前までに、所定の様式により庶務部長に申請しなければならない。

(使用料及び延滞金)

第4条 使用料は10,004円（うち消費税 279円）とし、本院歳入徴収官の発する納入告知書により、指定期日までに納入しなければならない。

2 指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入までの日数に応じ、年5%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

(使用料の改定)

第5条 庶務部長は、経済情勢の変動、国有財産関係法の改廃その他の事情の変更に基ついて特に必要があると認める場合には、使用料を改定することができる。

(物件保全義務等)

第6条 使用を許可した物件は、国有財産法第18条第6項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用を許可された者は、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、使用を許可された者の負担とし、その費用は請求しないものとする。

(使用上の制限)

第7条 使用を許可された者は、使用を許可された期間中、使用を許可された物件を第2条に指定する用途以外に供してはならない。

2 使用を許可された者は、使用を許可された物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。

3 使用を許可された者は、使用を許可された物件について修繕、模様替その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって庶務部長の承認を受けなければならない。

(使用許可の取消し又は変更)

第8条 庶務部長は、次の各号の1に該当するときは、使用許可の取消し又は変更をすることができる。

(1) 使用を許可された者が許可条件に違反したとき。

(2) 国において使用を許可した物件を必要とするとき。

(原状回復)

第9条 庶務部長が使用許可を取消したとき、又は使用を許可した期間が満了したときは、使用を許可された者は、自己の負担で、庶務部長の指定する期日までに、使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、使用を許可した期間が満了した後、公募により改めて使用を許可された場合その他庶務部長が特に承認したときは、その限りでない。

2 使用を許可された者が原状回復の義務を履行しないときは、庶務部長は、使用を許可された者の負担においてこれを行うことができる。この場合使用を許可された者は、庶務部長に異議を申し立てることができない。

(損害賠償)

第10条 使用を許可された者は、その責に帰する事由により、使用を許可された物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による使用を許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により使用を許可された物件を原状回復した場合は、この限りでない。

2 前項に掲げる場合のほか、使用を許可された者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額の相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第11条 使用許可の取消が行われた場合においては、使用を許可された者は、使用を許可された物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

(実地調査等)

第12条 庶務部長は、使用を許可した物件について随時実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

(疑義の決定)

第13条 本条件に関し、疑義のあるときその他使用を許可した物件の使用について疑義が生じたときは、庶務部長の決定するところによるものとする。

平成 24年 (月 3 / 日

衆議院事務局庶務部長 殿

申請者 住所 東京都港区芝浦 2 丁目 15 番地 6 号

氏名 アーバン ヘンディングス ネットワーク株式会社
代表取締役社長 佐藤 一仁



国有財産使用許可の申請について

下記のとおり行政財産を使用したく、関係書類を添付して申請します。

記

1 使用しようとする財産

- (1) 所在 東京都千代田区永田町一丁目6-2
- (2) 区分 建物(国会記者事務所)
- (3) 数量 0.75 m²

2 使用しようとする理由

清涼飲料自動販売機運営管理

3 利用計画(事業計画)

国有財産使用許可書のとおり

4 使用しようとする期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

5 その他参考となるべき事項

なし



国有財産使用許可書

使用者

東京都千代田区神田和泉町1番地
キリンビバレッジ株式会社 取締役社長 前田 仁 殿

許可者

衆議院事務局庶務部長 小島 克美

平成24年1月31日付をもって申請のあった衆議院管理の国有財産を使用することについては、国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項及び第19条の規定に基づき、下記の条件を付して許可する。

この許可について不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に衆議院事務総長に対して審査請求をすることができる。

また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、国（法務大臣）を被告として処分取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内とする。

記

（使用許可物件）

第1条 使用を許可する物件は、次のとおりである。

口 座 及 び 所 在	区 分	数 量	備 考
第二別館 東京都千代田区永田町1丁目50-6	建 物	0.92 m ²	使用部分は別図のとおり

（指定用途）

第2条 使用を許可された者は、前記の物件を自動販売機の設置の用に供しななければならない。

（使用許可期間）

第3条 使用を許可する期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までとする。ただし、使用許可の更新を受けようとするときは、使用を許可された期間の満了2月前までに、所定の様式により庶務部長に申請しななければならない。

（使用料及び延滞金）

第4条 使用料は12,272円（うち消費税342円）とし、本院歳入徴収官の発する納入告知書により、指定期日までに納入しななければならない。

2 指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入までの日数に応じ、年5%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

（使用料の改定）

第5条 庶務部長は、経済情勢の変動、国有財産関係法の改廃その他の事情の変更に基ついて特に必要があると認める場合には、使用料を改定することができる。

（物件保全義務等）

第6条 使用を許可した物件は、国有財産法第18条第6項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用を許可された者は、善良な管理者の注意をもって維持保存しななければならない。

2 前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、使用を許可された者の負担とし、その費用は請求しないものとする。

（使用上の制限）

第7条 使用を許可された者は、使用を許可された期間中、使用を許可された物件を第2条に指定する用途以外に供してはならない。

2 使用を許可された者は、使用を許可された物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。

3 使用を許可された者は、使用を許可された物件について修繕、模様替その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって庶務部長の承認を受けなければならない。

（使用許可の取消し又は変更）

第8条 庶務部長は、次の各号の1に該当するときは、使用許可の取消し又は変更をすることができる。

(1) 使用を許可された者が許可条件に違反したとき。

(2) 国において使用を許可した物件を必要とするとき。

（原状回復）

第9条 庶務部長が使用許可を取消したとき、又は使用を許可した期間が満了したときは、使用を許可された者は、自己の負担で、庶務部長の指定する期日までに、使用を許可された物件を原状に回復して返還しななければならない。ただし、使用を許可した期間が満了した後、公募により改めて使用を許可された場合その他庶務部長が特に承認したときは、その限りでない。

2 使用を許可された者が原状回復の義務を履行しないときは、庶務部長は、使用を許可された者の負担においてこれを行うことができる。この場合使用を許可された者は、庶務部長に異議を申し立てることができない。

（損害賠償）

第10条 使用を許可された者は、その責に帰する事由により、使用を許可された物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による使用を許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により使用を許可された物件を原状回復した場合は、この限りでない。

2 前項に掲げる場合のほか、使用を許可された者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額の相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。

（有益費等の請求権の放棄）

第11条 使用許可の取消が行なわれた場合においては、使用を許可された者は、使用を許可された物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

（実地調査等）

第12条 庶務部長は、使用を許可した物件について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

（疑義の決定）

第13条 本条件に関し、疑義のあるときその他使用を許可した物件の使用について疑義が生じたときは、庶務部長の決定するところによるものとする。

平成 24 年 (月 3) 日

衆議院事務局庶務部長 殿

申請者 住所 東京都千代田区神田和泉町1番地

氏名 藤原 前 吉 印

国有財産使用許可の申請について

下記のとおり行政財産を使用したく、関係書類を添付して申請します。

記

1 使用しようとする財産

(1) 所在 東京都千代田区永田町1丁目6-2

(2) 区分 建 物 (国会記者会館)

(3) 数量 0.92㎡ (1階ロビー)

2 使用しようとする理由

清涼飲料自動販売機運営管理

3 利用計画 (事業計画)

清涼飲料自動販売機の設置にあたり、「国有財産使用許可書」を遵守する

4 使用しようとする期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

5 その他参考となるべき事項

なし

以上

